

日本肝癌研究会 会員各位

平素より、日本肝癌研究会の活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

すでにご存知と思いますが、肝細胞癌の脳死肝移植に関連するグラフト選択基準に関して、2019年8月1日から「ミラノ基準内あるいはミラノ基準外でも腫瘍径5cm以内かつ腫瘍個数5個以内かつAFP 500 ng/ml以下（5-5-500基準）のものとする」とした新基準に改訂されておりました。

2020年4月1日より、生体肝移植につきましても、同様の基準で保険適用とされることになりましたので、お知らせします。以下に医科診療報酬点数表における当該箇所の記載を転記します。

<転記>

K697-5 生体部分肝移植術

(1) 対象疾患は、先天性胆道閉鎖症、進行性肝内胆汁うっ滞症（原発性胆汁性肝硬変と原発性硬化性胆管炎を含む。）、アラジール症候群、バッドキアリー症候群、先天性代謝性肝疾患（家族性アミロイドポリニューロパチーを含む。）、多発嚢胞肝、カロリ病、肝硬変（非代償期）及び劇症肝炎（ウイルス性、自己免疫性、薬剤性、成因不明を含む。）である。なお、肝硬変（非代償期）に肝癌（転移性のものを除く。以下同じ。）を合併している場合には、遠隔転移と血管侵襲を認めないもので、当該肝癌が、次の条件により、肝内に長径5cm以下1個、長径3cm以下3個以内、又は長径5cm以下5個以内かつα-フェトプロテイン（AFP）の検査結果が500 ng/mL以下である場合に限る。また、小児肝芽腫についても対象疾患を含むものとする。

以上、よろしく願いいたします。

日本肝癌研究会